

3. 林業関連

(1) 森林環境保全基金積立金（森林整備課）

① 事業の目的

森林環境税を財源に、水源かん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保、その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」に関する施策を推進するために設置している愛媛県森林環境保全基金への積立金である。

② 予算額及び決算額

予算額：544,236,000 円

決算額：542,892,841 円

③ 事業の概要

愛媛県森林環境税条例の規定による森林環境税の収入額に相当する額に税収超過額を加えたものを基金への積立額とし、以下の活動に係る経費を基金から充当する。

- ・ 森をつくる活動
- ・ 木をつかう活動
- ・ 森とくらす活動

④ 事業の全体計画又は次年度以降導入予定事業の概要

第1次：平成17年度～平成21年度

第2次：平成22年度～平成26年度

（意見）実施事業の絞り込みについて

森林環境税は、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するため平成17年度に導入された。森林環境税は、個人においては700円が、法人においては県民税均等割額の100分の7が、それぞれ県民税均等割に上乘せされる形で徴収されている。

県民から広く徴収される森林環境税は毎年約5億円に上り、森林環境保全基金（基金）を通じ、それぞれ①森をつくる活動事業（55%）、②木をつかう活動事業（35%）、③森とくらす活動事業（10%）に使われている。①森をつくる活動事業は、森林等の整備や保全に関する活動で、直接間伐や植栽等の森林整備につながるものである（森林共生集団間伐促進事業費148,100千円、奥地水源林保全整備事業64,900千円、集落等山地災害危険地区整備事業50,397千円など）。②木をつかう活動事業は、愛媛県産木材をより身近に利用していく活動で、将来的に森づくり活動につながるものである（えひめ材住宅普及啓発事業62,970千円、公共施設木材利用推進事業32,002千円、木質バイオマス利用促進事業31,118千円など）。

③森とくらす活動事業は、森林に対する理解と森林づくり活動への参加を助長するものである（県民参加の森設置・提供事業 14,396 千円、県民と森との交流促進事業 13,939 千円、「森林わくわく体験」推進事業 5,172 千円など）。

基金から支出されるこれら事業は、上に掲げた事業を含み平成 24 年度において 27 に上る。事業数については、平成 23 年度の包括外部監査においても「的を絞って重点的に施策を行うことが重要である」との指摘を受けている。当時の事業数は 28 であるが、依然事業数は高止まりしたままであり、事業の絞り込みができていない。監査人は、この点、森林環境税の設置目的に最も適合する事業を選別し、予算を集中的に配分することが必要と考える。

所管課によれば、各事業の採択については、毎年度「予算編成方針」を作成し、各課に周知するとともに、森林環境税充当事業や必要に応じ充当額の上限を定め、部内（森林局）で事業実施の可否の審査を行い、優先順位をつけて予算の範囲内で決定している。また、予算要求については、各課が主体で行うことから、事業内容等を見れば同種の内容にもかかわらず、別事項名で要求されている事業もあり、また、同じ課であっても事業内容が異なることから別事項として要求するなど、結果として現状の事業数になっており、現行の予算要求方法からすれば、やむを得ない事業数であるとのことであった。

しかしながら、約 5 億円という限られた財源の中で、27 もの事業を行おうとすれば、一つ一つの事業の効果が薄れるという印象は否めない。今後は事業内容を検証し、事業を集約化することも必要と思われる。また、現行の予算要求方法からやむを得ないという理由のみで、このような状況になるというのであれば、予算要求方法からの見直しも必要となるであろう。

（指摘） 監査結果のフォローアップの必要性

森林環境税については、上に記載したように平成 23 年度の包括外部監査において『現在のよ様な 28 事業もの多様な施策でなくても、「的を絞って重点的に行う」といった見直しを行うことで、さらなる効率的な施策を講ずることも十分可能ではないか。』と指摘されている。しかしながら、監査結果のフォローアップにおいては、同一の指摘で記載された「森林環境税の引き下げ検討」についてコメントされているのみで、事業数の絞り込みについては全くコメントされていない。

今後は一つの指摘事項に複数の内容が記載されている場合は、その全てについてフォローアップが必要である。そうしなければ、指摘事項についての県の取り組み姿勢が県民には理解できない。

(意見) 事業の予算規模の妥当性について

森林環境保全基金積立金については、基金自体の予算規模が適正かどうかという議論もある。森林環境税を活用した事業は、「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」の3分野で、それぞれ5ヶ年間の目標数値を設定しており、例えば、「森をつくる」の分野では、愛媛県の間伐5ヶ年計画47,500ha(年間9,500ha)のうち森林環境税活用事業により、5ヶ年間で10,325haの目標数値を設定し、計画的に実施しており、また、税額については、第2期森林環境税のあり方を検討するにあたり、県民意見交換会や県民アンケートをはじめ、パブリック・コメントを実施するなどして、これらの意見等も参考に必要な事業に充てる財源の確保を図る一方で、新たな税率設定が過度の負担とならないよう、県民の理解と協力が得られる負担水準はどの程度であるかという観点から、現行の税額・税率を決定したとのことである。

しかしながら、県内森林を適正に管理し、健全な姿で次世代に引き継ぐためには、相当の予算が必要であるとすれば、森林環境保全基金の基礎となる森林環境税の現行の税額が適正かどうかということにもつながる。森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策の遂行のためにどの程度の年数と費用が必要かを見積り、現行の森林環境税額の適正性について検証を行うことが必要である。

(2) 林業改善資金特別会計（林業政策課）

① 事業の目的

林業従事者等に対し、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保に必要な資金を無利子で貸し付けることにより、林業経営の健全な発展を促進する。

② 予算額及び決算額

予算額：256,744,000 円

決算額：80,363,614 円

③ 事業の概要

1. 貸付対象者

林業者（個人・法人）、素材生産業者、森林組合、木材産業を営む個人・法人等

2. 貸付内容

林業・木材産業の経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働者の確保に必要な資金

3. 経費内訳及び財源内訳

貸付金：250,000 千円（直貸 240,000 千円、転貸 10,000 千円）

業務費：6,744 千円

④ 事業の全体計画又は次年度以降導入予定事業の概要

昭和 51 年度以降継続して事業を実施しており、今後も継続予定

(指摘) 延滞貸付金の回収可能性について

林業従事者等が林業を営む上で、グラップル（切り出した木材を集材する機械）やフォワーダ（木材運搬機械）等、高額機械に対する設備投資が必要となり、一時的な資金需要が発生する。このため林業改善資金では、これら機械の導入や、労働災害の防止、林業労働者の確保に対し貸付を行っている。貸付原資は、国庫補助金及び県費からの繰入金である。国庫補助金及び県費を原資として貸付を行うと共に、貸付先からの償還金や預金利子を貸付原資に繰り入れることにより、事業運営を行っている。

平成 24 年度末における貸付原資及び貸付金残高は以下の通りである。なお、直近 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）の新規貸付は、年間 8 千万円程度で推移している。

項目	残高(円)
国庫補助金 a	612,409,000
県費からの繰入 b	306,209,000
その他 c	88,373,000
貸付原資合計 d=a+b+c	1,006,991,000
貸付金残高(90件) e	631,405,547
余剰資金 f=d-e	375,585,453

平成 24 年度末における貸付金残高 631,405,547 円 (90 件) のうち、56,910,947 円 (9 件) が延滞貸付金 (償還期日を経過したが回収できていない貸付金) となっており、その回収状況は以下の通りである。

No.	貸付金額	貸付決定日	資金交付日	償還済額	償還残額
1	¥2,000,000	H15.2.28	H15.3.20	¥1,470,000	¥530,000
2	¥2,000,000	H16.2.28	H16.3.23	¥1,772,943	¥227,057
3	¥28,500,000	H7.12.15	H8.1.22	¥21,111,956	¥7,388,044
4-1	¥12,000,000	H12.8.15	H12.9.22	¥8,010,000	¥3,990,000
4-2	¥3,200,000	H14.2.28	H14.3.22	¥1,370,000	¥1,830,000
5	¥16,675,000	H13.8.15	H13.9.21	¥13,495,000	¥3,180,000
6-1	¥10,290,000	H12.6.15	H12.7.14	¥8,869,350	¥1,420,650
6-2	¥9,280,000	H18.6.15	H18.7.21	¥1,856,000	¥7,424,000
7	¥80,000,000	H18.8.15	H18.9.22	¥18,001,804	¥29,998,196 *
8	¥2,280,000	H18.12.15	H19.1.2	¥1,788,000	¥492,000
9	¥14,100,000	H14.9.15	H14.11.22	¥13,669,000	¥431,000

*) 貸付金額80,000,000円のうち、32,000,000円は期限未到来

確かに延滞貸付金の占める割合は、件数・金額ともに 10%以下であり、必ずしも多いとは言えないかもしれない。しかしながら、延滞貸付金が発生することは即ち、貸付金が回収できていないということであり、貸付原資の補填がなされない限り、林業改善資金の貸付枠が減少することとなる。現時点では余剰資金に余裕があることから、延滞貸付金の発生による貸付枠の減少が直ちに新規貸付に影響を及ぼすものではないが、延滞貸付金が今後も増加していけば、これから林業改善資金を利用しようとする者が新規の借入を受けられない等の影響を及ぼす可能性がある。

また、延滞貸付金が最終的に回収不可能となった場合、回収不能分については、国と県がそれぞれ負担することとなる。県費を投じて貸付原資を造成し、林業従事者等に貸付を行った結果、貸付金の回収ができないということであれば、事業の是非が問われかねない。県は、延滞貸付先に対して、督促、返済猶予、返済スケジュールの見直しを行うことにより、貸付金の回収に努めているが、さらなる回収努力を行うと共に、貸付時の審査の強化も図ることが必要である。

(指摘) 余剰資金の縮小について

前述の通り、林業改善資金の貸付原資合計 1,006,991,000 円に対し、貸付金残高は 631,405,547 円であり、余剰資金が 375,585,453 円存在している。直近 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）の新規貸付は年間 8 千万円程度と、資金需要が低迷していることを考慮すると、余剰資金の縮小を図ることが必要である。

余剰資金が発生しているということは、資金が他にそれを必要とする事業に回っていないということを意味する。また、余剰資金でもって、県債の償還に充当することができれば、県が負担する利払いも緩和されることになる。このため、来年度以降も、資金需要と資金残高をにらみ、余剰資金の縮小に努めていくことが何より必要である。

なお、貸付原資は、国と県がそれぞれ資金を出し合ったものであるため、余剰資金を縮小する場合は、国庫への戻し入れや県の一般会計への繰入が発生する。余剰資金の縮小については、林野庁通知（平成 20 年 9 月）においても要請されており、県も通知に従い、平成 26 年度において、余剰資金の縮小を計画しており、40,000 千円を国庫に戻し入れ、20,000 千円を県の一般会計へ繰り入れる予定である。ただ、375,585 千円の余剰資金残高に対し、合計 60,000 千円の縮小では、縮小効果はまだ薄いと考えられるため、今後もさらなる縮小が必要である。

4. 水産業関連

(1) 「愛育フィッシュ」普及推進事業費（漁政課）

（24年度）

① 事業の目的

南予地方で盛んなマダイやブリの養殖については、高品質な生産が行われているにもかかわらず、消費者には「養殖物」は天然より劣った物という強い思い込みがあるため、観光振興イベント「えひめ南予いやし博 2012」を契機として、広報・PR活動等を展開し、養殖魚のイメージアップを図るもの。

② 予算額及び決算額

予算額：9,189,000 円

決算額：9,145,207 円

③ 事業の概要

1. 生産地におけるイメージアップ事業費（3,780 千円）

「えひめ南予いやし博 2012」（H24.4.22～11.4）の開催に合わせ、消費者に現在の養殖の実情をお知らせするとともに、生産者の想いを伝える場として「愛育フィッシュ舌品グルメチャンピオン」を開催。

2. 「愛育フィッシュ」普及推進プロジェクト運営事業費（424 千円）

上記イベントの開催に向け、生産者、系統団体、流通・販売事業者、地元市町等により組織する「愛育フィッシュ普及推進プロジェクト」を立ち上げ、イベントの開催準備や運営を通じて、地域や業界等、関係者が一丸となって「愛育フィッシュ」の普及に取り組む気運の醸成を図るとともに、県内のみならず、養殖魚の主たる仕向け先である「首都圏等大消費地」におけるイメージアップ方策等について、手法や役割分担等を具体的かつ実践的に検討を進めるための経費。

3. 「愛育フィッシュ」PR事業（補正予算 2,463 千円）

広報物の作製（ミニのぼり、チラシ（一般配布用）、商品用シール、出荷用シール）

4. 「愛育フィッシュ」プレゼントキャンペーン事業（補正予算 2,522 千円）

県内産の農林水産物又はその加工品を販売する団体・企業と共同で「愛育フィッシュ」プレゼントキャンペーンを実施し、認知度向上を図るとともに、農林水産物の販売促進を図る。プレゼント商品の購入に係る費用は、県漁業協同組合連合会と共同（1/2 ずつ）で負担。

5. 「愛育フィッシュ」普及状況調査事業（ゼロ予算）

普及状況や、「愛育フィッシュ」に対する意識について県民を中心とした調査の実施。

④ 事業の全体計画又は次年度以降導入予定事業の概要

- 24年度： 県内を中心とした普及事業の実施
25年度： 県外を中心とした普及事業の実施
26年度： 民間による普及事業の支援
27年度～： 民間を中心とした普及組織に対する支援

(25年度)

① 事業の目的

南予地方で盛んなマダイやブリの養殖については、高品質な生産が行われているにもかかわらず、消費者には「養殖物」は天然より劣った物という強い思い込みがあるため、広報・PR活動等を展開し、養殖魚のイメージアップを図るもの。

25年度は、24年度に引き続き、のぼり、シール等の広報物を製作するとともに、新たに首都圏を中心とした県外向けPRを実施する。

② 予算額及び決算額

予算額： 6,742,000 円

決算額： —

③ 事業の概要

1. 「愛育フィッシュ」普及推進プロジェクトの運営（ゼロ予算）
2. 「愛育フィッシュ」PR事業：広報物の作製等（2,284千円）
3. 「愛育フィッシュ」普及状況調査事業（ゼロ予算）
4. 「愛育フィッシュ」首都圏PR事業（4,458千円）

首都圏での「愛育フィッシュ」の認知度向上を図るため、消費者へのPR効果の高い量販店・百貨店等の鮮魚コーナーで「愛育フィッシュフェア」を開催。また、フェア開催店の折込チラシに著名人を起用した「愛育フィッシュ」のPRを掲載し、チラシによるPR効果も狙う。（特にチラシによるPR効果が期待できる首都圏周辺エリア（北関東など）の中規模量販店をターゲットに協力を要請）県は、フェアの内容に応じて、店舗装飾、宣伝広告、人員配置等のPR経費を委託負担。

実施規模：3店舗程度でのキャンペーン×5社程度を想定。

5. 県外キャンペーンPR事業

- a. えひめカフェ連携事業（ブランド戦略課予算で実施）

ブランド戦略化が実施している「えひめカフェ」の開催エリア内店舗などを利用し、南予アートプロジェクトで撮影した、写真家の写真展。

b. 愛媛県観光物産 PR イベント連携事業（愛フード推進機構事業で実施）

観光物産課が実施している愛媛県観光物産 PR イベント「愛のくに 愛顔のえひめフェスティバル」に出展し、生産者とともに「愛育フィッシュ」を使った料理を提供して PR。

c. 首都圏イベント連携事業

「愛育フィッシュ」の PR 効果が高いと期待できる首都圏のイベントに生産者とともに参加し、「愛育フィッシュ」を PR（連携候補事業：愛媛の酒を楽しむ会／愛媛県酒造組合主催）。

④ 事業の全体計画又は次年度以降導入予定事業の概要

24 年度：県内を中心とした普及事業の実施

25 年度：県外を中心とした普及事業の実施

26 年度：民間による普及事業の支援

27 年度～：民間を中心とした普及組織に対する支援

（意見）「愛育フィッシュ」普及推進事業費について

平成 23 年度の「えひめ水産統計」によれば愛媛県は、海面養殖業のうち魚類養殖（ブリ類・真鯛・ヒラメなど）において生産額 546 億円で全国トップシェア（シェア約 25%）を誇っている。

愛媛県では、魚類養殖の認知度の向上・生産者の利益確保を目指し、平成 24 年度より、「愛育フィッシュ」普及推進事業として予算を組んでいる。平成 24 年度は、県内を中心とした普及事業の実施として、「えひめ南予いやし博 2012」（H24.4.22～11.4）の開催に合わせ「舌品グルメチャンピオン」を開催、また補正予算を得て、「愛育フィッシュ」プレゼントキャンペーンを行っている。県内での認知度調査を含めたイベント・キャンペーンであるため、今後もこういった催しに予算投入していくものではなく、平成 25 年度以降の県外（首都圏等大消費地）での普及事業実施の足掛かりとして行ったものである。

当事業の目的は、養殖魚は天然魚より劣るという消費者の固定概念を払拭し、近年の養殖技術の発展による品質・安全性が共に高い愛媛県産養殖魚を県内を含め全国に PR していくことにあり、「愛育フィッシュ」というネーミングを定着させていくと言うものである。平成 24 年度は、イベント開催やプレゼントキャンペーンなど、効果が一時的なものしか実施されていないが、事業目的を達成するために、県として「愛育フィッシュ」の全国的な認知度向上・生産者の利益確保をどのように行っていくか、限られた財源の中で、いかに民間企業・マスコミを上手に巻き込んで PR していくかについて、もう少し知恵を絞って頂きたい。プレゼントキャンペーンのようなものは、県が予算を使って行うべきものなのかは疑問が残る。

平成 25 年度は、県外を中心とした普及事業の実施として、首都圏の百貨店・量販店等での PR を行う予定であるが、現実問題として首都圏全体にどの程度の効果が期待できるのだろうか。そのことも考慮して、どのように平成 26 年度以降の民間事業者による普及事業へ発展させていくのが望ましいかについて、もう一度検討してみることが必要である。生産者、系統団体、流通・販売事業者、地元市町等により組織された「愛育フィッシュ」普及推進プロジェクトチームで、果たしてどの程度検討されているのであろうか。今のところ定期的な意見交換会のようなものは開催されていない。しかし、平成 26 年度以降の事業のあり方を考える上で、何かしらの突破口を見出すことができる可能性がある会議体となるのではないかと考える。

イベント開催やプレゼントキャンペーンも一定の効果はあるかもしれないが、本来の事業目的からして、予算の有効活用とは言い難い側面がある。民間事業者の販路は首都圏・関西圏等の大消費地が相当規模を占めており、各事業者独自に PR を行っている。そのような現状で、県の魚類養殖の全体のイメージアップを図るためには、大消費地での「愛育フィッシュ」の認知度拡大と愛媛ブランドの価値形成が不可欠である。そのような実現には、「愛育フィッシュ」を活用した PR を相当長期間続けていく必要があるため、事業者のみならず、系統団体、流通、飲食など多様な業界と連携した取り組みが不可欠となる。

また、県水産研究センター・愛媛大学南予水産研究センターを活用した養殖技術そのものの向上や付加価値を持たせた養殖魚の開発等に重点的に予算を投入していくことも重要ではなかろうか。県水産研究センターでは、マハタ・クエの種苗生産技術の開発やシマアジ・クエの餌付け放流技術開発などを行っており、一定の成果を上げてきている。また、愛媛大学南予水産研究センターでは、生命科学・環境科学・社会科学の 3 つの研究部門があり、社会科学研究部門では、生命科学および環境科学の研究と地域の橋渡しを推進する役割を担い、漁業地域の社会や文化の分析をもとに地域活性化を検討する「水産社会・文化研究分野」、漁業地域の経済や経営に関わる諸課題を検討し新たな提言を行う「水産経済・経営研究分野」、漁業生産と流通の基盤を改善し強化に向けた方策を提案する「生産流通基盤研究客員分野」の 3 つの研究分野で構成されている。こういった研究を「愛育フィッシュ」普及に役立てられないものであろうか。

最終事業目的を果たすために何が必要で何が必要でないか、今一度この事業の行方について、考えて頂きたいところである。

(2) 水産物輸出促進事業費（漁政課）

① 事業の目的

水産物の国内消費が伸び悩む中、大型量販店など川下側の価格形成力が強まるとともに、産地間競争の激化、市場を経由しない直接取引など、流通・販売形態が多様化しており、新たな販路の開拓が急務となっている。

一方、先進国での健康志向の高まりや発展途上国の経済成長を背景に、海外での水産物の需要が急増しており、中でも急速な経済発展を遂げた中国は、高級食材の仕向け先として有望な市場であることから、生産者等が一丸となって行う、中国への水産物輸出の取組みを県がサポートすることにより、「商業ベース」での輸出を目指すものである。

② 予算額及び決算額

予算額：55,744,000 円

決算額：55,657,204 円

③ 事業の概要

1. 水産物輸出推進事業費（53,374 千円）

県内の生産者団体等 9 社で組織する、愛媛県水産物輸出共同企業体（ナインウェーブ）が「ふるさと雇用再生特別基金事業（H22～H23）」を活用して取り組んできた中国への県産水産物の輸出については、尖閣諸島問題・東日本大震災の発生など、さまざまな問題を官民一丸となって解決に取り組み、日本食品の中国輸出が全面ストップする中、上海定期航空便を活用して週 2 便の輸出を継続しており、輸出量も順次増加している。

基金事業は H23 年度で終了するが、実質事業実施期間は 1 年半程度であり、ナインウェーブが現時点で自活して事業継続するのは困難なため、県事業として引き続き支援するもの。

【事業実施内容】

- ・ 「水産物輸出促進事業（ふるさと雇用再生特別基金事業）」により確保した販路を足がかりとした新規顧客の開拓
- ・ 現地顧客ニーズの集約と生産者等への正確な伝達
- ・ 中国各地で開催される漁業博覧会やシーフードショー、商談会等への出展
- ・ 現地メディア等を活用した宣伝プロモーションの実施
- ・ 現地県人会加入企業（100 社余り）との情報交換等を活かした新たな販路の開拓
- ・ 通関や代金回収等の現地でのサポート
- ・ 現地関係者の産地への招聘活動 他

2. 水産物輸出活動推進費（2,370 千円）

県事務費

(指摘) 水産物輸出促進事業費の妥当性について

当該事業は、平成 22 年度より「ふるさと雇用再生特別基金」を活用して、南予地域の生産者団体等 9 社から構成される共同企業体(JV)である「愛媛産水産物輸出促進共同企業体」を組織し(平成 22 年 5 月 31 日設立 通称: ナインウェーブ)、急速な経済発展を遂げた中国への輸出基盤の確立を目指すべく、輸出業務に関する高いスキルを有した人材を雇用、当該業務に専従させることにより、個々の事業者がこれまで中国進出に失敗してきた通関・代金回収等の輸出に係るリスクの低減と経費の軽減を図りつつ、産地が一丸となって「商業ベース」での輸出を目指すことにより、愛媛県水産物の活性化と漁家収入の向上に資することを目的として開始されたものである。

平成 22 年度は尖閣諸島問題による対中関係悪化や東日本大震災に伴う福島第一原発事故等が発生したため、事実上事業は中断せざるを得ない状況となり、当初予定していた JV 組成 3 年後の自活への見通しは立たなくなった経緯がある。「ふるさと雇用再生特別基金」は平成 23 年度をもって終了することから、平成 24 年度～平成 25 年度において、県事業として引き続きナインウェーブを支援している。

平成 24 年度の当初予算説明において JV 自活への方策として、水産物以外の県産特産品の輸出や観光客の誘致などにも取り組みながら、ナインウェーブ 9 社以外の協賛企業を増やし、会費収入や水産物以外の輸出取扱手数料の増額を目指し、平成 24 年度～平成 25 年度の 2 箇年をもって自活することを目標として掲げていた。

しかしながら、平成 24 年度のナインウェーブ輸出実績は、輸出量 12,285 kg・輸出金額 21,899 千円という規模で、事業費 55,744 千円を到底賄えるものではない。県は、JV 自活の道はあきらめ、JV 参加の個別企業へノウハウ移転や輸出ルート確立を目指している。実際、JV 内の数社は、独自に輸出を開始しているとのことである。平成 24 年度と 25 年度合わせて約 1 億円という多額の県費を使い、結果として、単なる個別企業の中国輸出支援という形に終わろうとしている当事業について、事業の有効性を考えると適正な予算の執行と言えるのか大いに疑問がある。JV 組成は産地が一丸となって取り組む産地連携体の誕生として期待されたが、そもそも JV 各社の費用負担が各社月額 2 万円 (@20,000 円×9 社×12 月=2,160,000 円)のみで、県民感覚では、費用負担が軽すぎる感が否めない。財政課長の指摘でも JV 各社の負担割合を再検討するように指示されているが、この指摘に対する回答としては、JV 各社はこれ以上自己資金をつぎ込んでまでナインウェーブでの取組みを続けるだけの気力・体力がないとの状況説明に終始している。正直言って、もし本当に月額 2 万円の負担程度しか取組みを続けるだけの気力・体力がない企業であれば、急速な経済発展を遂げた中国への輸出基盤の確立などできるとは到底考えられないのだが。また、JV 各社はこれ以上自己資金をつぎ込むほどには魅力がない事業であったのであろうか。産地が一丸となって「商業ベース」での輸出を目指すのであれば、各企業もそれ相応の負担をする必要があるはずだ。何もかも県が負担するのでは県民の理解は得られないと思われる。

個別企業での中国輸出が通関・代金回収等で困難を極めたことから、「ふるさと雇用再生特別基金」及び県費を投じて支援に打ち出したものであるが、参加企業自体が意欲を失っているような状態で、果たしてこのような多額の予算を投入する必要があったのか。

確かに、中国は大市場で、県産水産物の輸出が軌道に乗れば、生産者・事業者が潤い、ひいては県にとって有益であることは理解できる。今後、当事業の成果が水産物に留まらず、それ以外の県産特産品の輸出や観光客の誘致などにも繋がるような、投資に見合った成果が発現されるようお願いしたい。

(3) 県産水産物消費拡大対策事業費（漁政課）

① 事業の目的

平成 20 年度水産白書で指摘されているとおり、近年、ライフスタイルの変化や食生活の多様化に伴い、若年層を中心とした「魚離れ」が深刻となる反面、ヘルシー食材である水産物の良さがクローズアップされていることから、水産物の消費拡大へ向けて、時代にマッチした魚食普及活動を多方面において展開する必要に迫られている。

そこで、毎月第 3 水曜日を「水産の日」に設定し、魚食普及に取り組む動機付けとするとともに、水産物の消費拡大へ向けた積極的な PR 活動を展開することにより、県産水産物の学校給食への導入促進や量販店・飲食店等での販売促進に繋げる。

② 予算額及び決算額

予算額：3,842,000 円

決算額：3,695,822 円

③ 事業の概要

1. 魚食推進プロジェクトチームの運営（201 千円）

魚食普及に意欲あるメンバーで結成した、『魚食普及推進「協働化」プロジェクト』チームの運営

【構成員】生産者、消費者、調理・流通・学校関係者、市長、その他関係機関・団体等
平成 22 年度に策定した、愛媛県の新たな「魚食普及に係るアクションプログラム」に基づき、生産から消費に至る全ての過程において魚食普及活動を展開

【魚食普及への 6 つのアプローチ】

- a. 生産者（生産地）から発信する魚食普及
- b. 生産者（生産地）と消費者（消費地）との交流を通じた魚食普及
- c. 流通・販売過程に携わる者による魚食普及
- d. 調理・消費過程に携わる者による魚食普及
- e. 給食を中心とした学校現場での魚食普及
- f. マスメディアを通じた魚食普及

2. 「水産の日」の普及・定着促進（3,534 千円）

ポスター・PV 等の作成・配布を通じて、消費者、生産者、教育関係、飲食店、販売店などでの定着促進を図る。

「若年層」へ訴求する新たな普及手段として、普及対象に年齢層が近く、発信情報に共感が得られやすいご当地アイドルひめキュンフルーツ缶メンバーにより組織する「えひめおさかな広め隊」によるイベント等での広報 PR や既存テレビ情報番組等への出演等を通じて普及促進を図る。

3. 「協働」での実践活動の実施（107 千円）

① 産地と消費地とのマッチング活動：産地（生産者）と消費地（消費者）との交流活動（生産現場見学など）、産地（生産者）から消費地（消費者）への普及活動

② 消費者団体等との協働による取組み（ゼロ予算）

消費者団体：愛媛県生活協同組合連同会を想定

教育関係団体：財愛媛県学校給食会を想定

④ 事業の全体計画又は次年度以降導入予定事業の概要

開始年度：平成 22 年度

終了年度：平成 24 年度

（意見）県産水産物消費拡大対策事業費について

近年、食生活の変化や価格の割高感などの要因で、特に若年層の魚離れが顕著となっている。当事業は、若年層の魚離れが深刻化する中、平成 18 年には肉類と魚介類の摂取量が逆転するなど、国内消費が伸び悩んでいる一方で、健康志向から水産物の栄養価が評価され、魚食への関心は高まっており、時代に合った魚食普及推進方法を見直し、多面的な普及活動を展開する必要があるため、平成 22 年度より開始した。

平成 22 年度～24 年度においては、「毎月第 3 水曜日は水産の日」というキャッチフレーズの下、「水産の日」普及のためのポスター・プロモーションビデオの作成・配布及びご当地アイドルひめキュンフルーツ缶メンバーにより組織する「えひめおさかな広め隊」によるイベント等や既存のテレビ情報番組での魚食メニュー提案等を通じて普及促進を図ってきた。ただこの「水産の日」普及・定着がどこまで効果があったのかは十分な分析ができておらず、またその結果として魚食普及がどこまで推進されたのかも不明である。ただイベント等を実施するだけでは主催者側の自己満足に終わることが多々ある。そうならないためにも効果の検証を常に意識して頂きたい。

監査人は愛媛県在住であるが、残念ながら「水産の日」を知らなかった。ポスター等は、スーパーや学校に配布されたようであるが、果たしてどれだけの人の目に触れ、「水産の日」を PR できたのか、甚だ疑問である。そもそも「水産の日」を PR しただけで、魚食の普及にどの程度つながるのであろうか。本当の意味で魚食普及を目指すのならば、小売現場や食育イベント等に予算を割くべきではなかろうかと考える。その意味で県が実際行ってきたテレビ情報番組での魚食メニュー提案は、小売現場ではないが主婦層がテレビを視聴する時間帯に放映されたこともあって、夕食のメニューを考える上で、確かに一定の効果があったのかもしれない。

当初計画は、平成 22 年～24 年度の事業であったが、平成 25 年度も予算規模は縮小したものの、魚食普及活動に対する事業は継続している。25 年度は、民間資格であるシーフードマイスター保有者をイベントに招いたり、シーフードマイスターが独自に開催する魚食教育に対する補助に予算を投入している。若年層の魚離れに対しては、20 代～40 代の母親世代への働きかけが不可欠であることを考えると、上記のような事業は有用であり、今後も継続して行っていくことが必要であると思われる。現状では予算規模が小さいため、大々的な PR を行うことは難しいが、様々な工夫をして消費者に直接働きかけることができるような機会の提供を今後も継続的に行って頂きたい。

(4) 種子島周辺漁業対策事業費（水産課）

① 事業の目的

県は種子島周辺において独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）によるロケット打上げが種子島周辺漁業に及ぼす影響を軽減するため、共同利用施設の設置等に要する経費について、予算の定めるところにより、関係する市町及び、漁業協同組合、漁業協同組合連合会に対して補助金を交付している。対象となるのは、県のほか、八幡浜市・西予市・愛南町・愛媛県漁業協同組合連合会・八幡浜漁業協同組合・愛南漁業協同組合・久良（ひさよし）漁業協同組合の8団体である。

② 予算額及び決算額

予算額：161,748,000 円

決算額：158,978,000 円

③ 事業の概要

1. 事業実施主体 八幡浜漁業協同組合
2. 施設設置場所 八幡浜漁港
3. 事業の概要

平成22年度から平成24年度にかけて、沖合底びき網漁業をはじめとする沿岸漁業者の経営の安定化を図る目的で、八幡浜漁業協同組合の製氷貯氷施設の整備を行った。当該施設は、老朽化した旧施設よりも維持管理費を削減することによって、従来よりも安価な氷を供給することを可能とするものである。

④ 事業の全体計画又は次年度以降導入予定事業の概要

平成22年～24年度	：八幡浜漁業協同組合	製氷冷蔵施設の設置
平成22年度	：実施設計	
平成23年度	：上屋建築工事	
平成24年度	：機械設備設置	

(意見) 種子島周辺漁業対策事業費について

種子島周辺漁業対策事業は鹿児島宇宙センターで行われるロケット打ち上げが種子島周辺漁業に及ぼす影響を軽減するため、愛媛県種子島周辺漁業対策事業費補助金交付要綱に基づき、県が必要と認めた共同利用施設の設置等が対象の事業である。本事業の対象者は、昭和38年から43年または平成17年から21年に要件に該当する漁船の使用があり、ロケット打ち上げの影響で漁業に支障を生じた者と漁場を転換した者またはその相続人である。事業主体は、対象者が所属する漁業協同組合連合会及び漁業協同組合と、対象者を住民として含む市町である。

確かにJAXAによるロケット打ち上げが重要な国家戦略であり、打ち上げを円滑に行うためには、海域利用が制限される漁業者に対する補償が必要であることは理解できる。ただ、平成22年度現在において指定海域で漁を行っている漁業者は、県内ではそれほど多くない。実際平成24年度の八幡浜漁協の製氷貯氷施設設置に関しては、関係している漁家の数は一けたに過ぎない。このため、ロケット打ち上げの影響と実際に行われている補助事業の因果関係が不明確であり、監査人には理解できない。このような因果関係の不明確な施設の建設等よりも直接的に影響する関係者に対しての営業補償を充実させていくべきものではなかろうか。

当事業は昭和43年度に開始された事業であり、地方分権等の流れの中で、国（文部科学省）の補助事業としての実施は平成16年度で終了し、平成17年度からは県が行う事業に要する経費の一部をJAXAが負担する形に変更されているものの、事業種目等には大きな変更はみられない。開始から45年が経過しており、現状に併せた変更など事業の実施方法や内容については、適宜検討していく必要があるだろう。

県民にもこのような予算が存在していることを知ってもらうために、あえて意見として報告書に記載させて頂いた。

(5) 沿岸漁業改善資金特別会計（漁政課）

① 事業の目的

沿岸漁業者の経営改善、生活改善等を図るため、漁業技術、漁ろう安全施設、生活の質的向上を促進する施設または設備の導入、青年漁業者の養成を助長するため、沿岸漁業者に対し必要な資金を無利子で貸し付けるための経費である。

② 予算額及び決算額

予算額：51,219,000 円

決算額：25,244,503 円

③ 事業の概要

1. 沿岸漁業改善資金貸付金（50,000 千円）

2. 業務費（1,219 千円）

事務手数料：639 千円

管理指導費：580 千円

- ・ 事業の全体計画又は次年度以降導入予定事業の概要

昭和 54 年度以降継続して事業を実施しており、今後も継続予定

（指摘）延滞貸付金に対する管理について

沿岸漁業改善資金では、主に、漁船に取り付ける省エネ型エンジン、レーダー、カラー魚群探知機等といった機器購入の際の資金需要に応えるため、漁業従事者等に無利子で貸付を行っている。直近 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）の新規貸付は、年間 17 百万円程度と低い水準で推移しており、平成 25 年 10 月時点の貸付残高は 57,586,000 円（51 件）となっている。

沿岸漁業改善資金が余り使われていない理由としては、同じく漁業従事者等に対する支援として、漁業近代化資金があるからである。漁業近代化資金の平成 24 年度の新規貸付は 3,345,980 千円（262 件）、平成 24 年度末の貸付残高は 6,042,078 千円であり、漁業近代化資金の方が非常に規模が大きい。漁業近代化資金は利子補給であるのに対し、融資条件が合えば、沿岸漁業改善資金は無利息なので有利ではあるのだが、低金利の昨今では沿岸漁業改善資金のメリットが薄れてしまっている。沿岸漁業改善資金は漁業近代化資金に比べ融資を受けるための手続きがより煩雑なことも利用を減少させる要因となっている。

制度の利用状況を鑑みれば、沿岸漁業改善資金を廃止し、漁業近代化資金に一本化すべきとも考えられる。一方が経営の改善、他方が機器・設備の近代化と融資の主な目的が異なることや、沿岸漁業改善資金が無利子であるというメリットがあることから、県は制度を存続すべきであると考えている。係る事務コストも年間 1,219 千円程度であり、県の主張にも合理性はあると思われる。

ただ、制度を維持していく上で、延滞貸付金の発生を防止することが必要である。平成24年度末において、2,385,000円（2件）の延滞貸付金（償還期日を経過したが回収できていない貸付金）が発生している。県は、延滞貸付先に対して、督促、返済猶予、返済スケジュールの見直しを行うことにより、貸付金の回収に努めているが、さらなる回収努力を行うと共に、貸付時の審査の強化も図ることが必要である。

(6) 漁協等経営基盤強化対策利子補給事業費（漁政課）

① 事業の目的

欠損金、固定化債権等があることが障害となり、平成 17 年度当時、認定漁協につながる合併や信漁連への信用事業譲渡を行うことができない漁協に対して、信漁連が必要な資金を貸し付け、国、県、系統団体等が利子補給を行い経営支援を図ることにより、漁業組織・漁協信用事業等の再編を円滑に進める。

② 予算額及び決算額

予算額：22,559,000 円

決算額：22,495,253 円

③ 事業の概要

1. 事業内容

漁協が合併又は信用事業の譲渡等を行うため、財務改善に取り組む場合に必要な貸付金に利子補給を行う。

2. 対象漁協

下灘漁協（宇和島市津島町）：信用事業譲渡（H17.7.1）

愛南漁協：（旧）内海漁協、（旧）御荘町漁協、（旧）南内海漁協が合併（H17.10.3）

3. 融資額

下灘漁協：1,400,000 千円 平成 17 年 4 月 28 日

愛南漁協：700,000 千円 平成 17 年 8 月 31 日

4. 償還期間及び利子補給先

10 年（据置期間 5 年） 愛媛県信用漁業協同組合連合会（融資機関）

- ・ 事業の全体計画又は次年度以降導入予定事業の概要

上記償還期間の間は継続予定

(指摘) 財務改善計画の遂行について

国は、厳しい経営環境の中、合併等で漁協の経営基盤を強化する施策を推進しているが、本事業は、事業開始当時、合併を行う漁協、近隣漁協へ事業譲渡を行う漁協、信漁連への信用事業譲渡を行う漁協などが、その財務改善を図るにあたって金融機関（信漁連）から借入を行うに際し、国、県、市町及び系統団体が利子補給を行うものである。漁協としては、長期の借入を行うことで、徐々に財務改善を図ることができ、さらに、県等の利子補給を受けることによって、借入金に対する利息の支払いが免除されるため、財務基盤が強化される効果がある。

但し、利子補給を受けようとする漁協は、財務改善計画を策定し、原則として 10 年間で以下のような目標を達成する必要がある。

(財務改善計画の内容)

- ① 固定化した債務の全部の整理を行うこと
- ② 事業管理費の徹底的圧縮等による経費の節減を図ること
- ③ 欠損金の全部の整理を行うこと
- ④ 財務改善計画期間内に整備貸付金として借り入れた借入金の全部の償還を行うこと
- ⑤ 固定化した債権の回収計画を策定し、回収に鋭意努力すること
- ⑥ 払込済み資本金（正組合員）の 5 割以上の増資を確実に実行すること

監査人が関係資料を閲覧したところ、愛南漁協については、平成 17 年度の合併時点から年々の欠損金の解消が進んでおり、財務改善計画が進行していることを確認した。一方、下灘漁協については、真珠関係の養殖業が、世界同時不況の影響を大きく受け、平成 21 年度に大幅な赤字が生じたため、平成 22 年度に 622,534 千円の減資を行い、欠損金の解消を図るとともに、財務改善計画を修正し、欠損金の解消を進めている。

当初の計画では、本事業は平成 27 年に終了する予定であり、10 年間の事業を通じて、県は総額で下灘漁協に 196,324 千円、愛南漁協に 70,761 千円の利子補給を行う予定であるが、下灘漁協については、世界同時不況の影響を受けたとはいえ、当初の財務改善計画が予定通り進まなかったことについては、徹底的な原因分析を行い、以後、目標達成のため関係者にさらなる努力を促すことが必要である。

(7) 漁協経営基盤強化推進利子補給事業費（漁政課）

① 事業の目的

信用事業譲渡に伴い多額の欠損金を抱えた三崎漁協が信漁連から借り入れた資金に対し利子補給することにより、漁協再建への厳しい改善計画の取り組みを支援することで、漁協の経営破綻を回避し、三崎地域の漁業者の生活を保全することを目的とする。

② 予算額及び決算額

予算額：11,069,000 円

決算額：10,209,209 円

③ 事業の概要

1. 漁協経営基盤強化推進利子補給金 11,010 千円

(1) 対象 漁協経営基盤強化推進事業（国補）の対象となる貸付金

(2) 融資額 1,700,000 千円 うち利子補給対象額 1,102,888 千円

(3) 融資機関 愛媛県信用漁業協同組合連合会

(4) 貸付条件 基準金利：2.65% 償還 10 年（措置 3 年）

(5) 貸付実行日 平成 24 年 3 月 29 日（予定）

(6) 平成 24 年度県利子補給額 11,010 千円

2. 事務費 59 千円

- ・ 事業の全体計画又は次年度以降導入予定事業の概要

上記償還期間の間は継続予定

（指摘）漁協に対する監督のあり方について

当該事業の趣旨は、漁協等経営基盤強化対策利子補給事業費と同じであり、漁協の経営基盤強化のため融資を受ける漁協に対し利子補給を行うものである。本事業では、三崎漁協がその対象となっている。三崎漁協では、販売事業の業績悪化や長年の不正経理により財務状況が悪化したことから信用秩序保護のため、信漁連に信用事業の譲渡を行った。その際の譲渡不足金を補うため、信漁連から融資を受け、県は、国の漁協経営基盤強化推進事業を利用して融資に対する利子補給を行っている。

ただ、漁協等経営基盤強化対策利子補給事業費における下灘漁協、愛南漁協の場合とは異なり、三崎漁協の場合は不正経理が財務状況の悪化を招いた一因ということもあり、本来漁協自身で改善すべき問題のほずである。そこで、県としては、国の利子補給対象額 1,345,604 千円（欠損金見合い）から「三崎漁協責任検討第三者委員会」において答申された不正経理に係る被害額 242,716 千円を除いた 1,102,888 千円のみを利子補給の対象額としている。平成 24 年度から平成 34 年度までに、県は総額 98,698 千円の利子補給を行う予定である。

三崎漁協の財務改善計画を見ると、欠損金の金額が大きいため国、県、町及び系統団体の支援を得て10年で欠損金を解消する計画となっている。

(財務改善計画の内容)

- ① 平成22年度末実質繰越欠損金1,623百万円を10年間で解消する。
- ② 譲渡不足金1,700百万円のうち1,000百万円を10年間にて返済する。

三崎漁協では、上記の財務改善計画を達成するため、様々な取り組みを行っている。役員報酬や職員人件費の削減を実施して経費を削減すると共に、魚介類の受託販売手数料引き上げにより収益の拡大を図っている。組合員の出資金を99%減資したうえで、改めて出資を求めることによっても財務基盤の強化を図ることとしている。平成24年度の業務報告書を見ると、283,308千円の税引前当期利益が計上されているものの、その内訳は信漁連からの支援金から成る244,156千円の特別利益であり、この特殊要因を除いた通常の収益力を示している経常利益の額は39,158千円にしか過ぎない。また、平成25年3月末の利益剰余金の額は△1,363,344千円となっており、今後も、より厳しく上記の方策を遂行するとともに、系統団体からの支援を受けながら、財務状況の改善を図らなければならないが、厳しい道のりであると予想される。

そもそも、三崎漁協に対する支援が必要となったのは、販売事業の業績悪化や長年の不正経理により、三崎漁協の財務基盤が大きく毀損されたためである。漁協の監査は、第一義的には監事によってなされ、さらに県漁連によってもなされるが、県も法律上監督権限を有しており、当該不正を未然に防止できなかったことについて、県にも責任がないとは言い切れない。県が仮にこの事態を把握していれば、もう少し早い段階での対応が可能となったかもしれない。

不正経理を受けて、平成24年2月、三崎漁協では経営改善計画書を策定し、不祥事再発防止のための体制整備に努めることとされた。その中で、コンプライアンス推進委員会の開催、内部監査の強化、理事会による代表理事等の業務執行の監視・監督の強化がうたわれている。また、県においても、平成23年6月、常例検査における外部確認の実施について定めている。これまで、県による検査は、漁協が保管する内部資料を対象とし、外部にまで及ぶものではなかったが、今回、必要と認められる場合は、漁協の取引相手方への外部確認を実施することに改定された。

監査人としては、このように、検査・監督機能を強化することによる不正防止の動きは悪くないと考える。特に、今回のような不正案件の場合、上級管理者が不正に携わっていたことから、証拠のねつ造も容易に行うことができる。このような場合においては、外部への残高確認を実施することは確かに有効な手段であろう。たださらに未収金や貸出金残高の前期比較や、貸付金に対する受取利息額の妥当性といった財務数値の動きを捉え、関係者への質問や関連文書の閲覧、及び、これらの整合性の検討を徹底的に実施することも異常性の発見には有効である。

検査を実施する上で重要なのは、担当者がおかしいと感じたことは、例えマニュアルには定められていなくても、納得のいくまで追究する姿勢であり、検査を実施する者と受ける者との間にいい意味での緊張感がそこになければならない。今後の検査・監督においては、その点についても意識して頂きたい。

(指摘) 三崎漁協不正経理問題に対する県の対応について

平成 23 年度 6 月知事定例記者会見(6 月 13 日)において「三崎漁協の不正経理について、10 年間もこういう状況が続くということは、少しおかしいのではないかと思う。そもそも会計は、少なくとも組合員に対して説明するということが主眼であると思うが、それすら果たされていない。そうすると、県民が報道などを通じて思うのは、県内のほかの漁協、農協も含めて、協同組合の会計は大丈夫なのかという疑念が起きても不思議ではないと思う。県としては、ほかの漁協などに対して、検査機能を新たにプラスしていく考えはあるか。」という質問に対して県知事は「今後の反省材料にしなければいけないというふうに思います。当然のことながら、今後のこともありますから、ちゃんとした形に改善されていくように、経営改善委員会に県としても参画しますし、また、先般言ったように、徹底的に究明するために、第三者委員会等々も、今、検討されているやに聞いていますので、大いに結構なことだと思います。ともかく今後に生かしていかなければというふうに思っております。われわれも、見抜けなかったということをしっかり受け止めて、今後に生かすという気持ちを持って、今おっしゃったような、ほかはそういうふうではないと信じていますけれども、監査体制というものが十分なのかどうかというのは、当然、検討していかなければいけないと思っています。」と答えている。

第三者委員会の報告書について、県にもその結果しか報告されなかったため、監査人が拝見したのもその結果のみである。この委員会でどのような議論がなされ、どのような過程で結論に至ったかは知りえない。ただ経営改善委員会には、県も委員として参画し、議論に加わるとともに、改善要望された事項に関しては、進捗管理チーム(毎月)、検討会(四半期)、委員会(年 2 回)の委員等となっており、進捗状況を検証し、経営改善に関与を行っている。そのような状況ではあるが、その後見直された検査・監督機能ではまだ不十分ではないかと監査人には思われる。

(指摘) 漁業協同組合に対する検査体制の見直しの検討

地元の新聞のニュースによれば、八幡浜漁業協同組合は2012年度決算で約6億2800万円の累積赤字を抱えており、「多額の累積赤字に至った責任の所在を明確にするため、第三者委員会を設置した」とある。この累積赤字が表面化したのは前年度であるが、その問題の原因は前期にのみ発生した訳ではない。その一部については県も従来から認識し、組合に指摘して改善を要請していた。ただその指摘に関しては長期に渡って改善されず2012年の赤字決算になったとのことである。県としても問題点に関して指摘だけではなく、様々な手立てを講じてきたとのことであるが、長期に渡っての指導にもかかわらず、改善がなされないというのであれば、ある一定の段階で例えば「必要措置命令」を行ってでも改善を求める必要があったのではなかろうか。

三崎漁協の問題点は先に指摘したが、その教訓が生かされたのであろうか。このような問題が連続して発生することに対しては県も検査方法の見直し等を行っており、対策も行っている。ただ、三崎漁協の指摘でも記載しているが「県民が報道などを通じて思うのは、県内のほかの漁協、農協も含めて、協同組合の会計は大丈夫なのかという疑念が起きても不思議ではないと思う。県としては、ほかの漁協などに対して、検査機能を新たにプラスしていく考えはあるか。」という定例記者会見での記者からの質問が現実問題になったと思われる。その意味でも先に記載したように県の検査機能のより一層の強化が求められる。

漁協は本来組合員のための協同組織ではあるが、預貯金等を受け入れて信用事業を行っている場合は金融機関でもある。このため、信用事業実施組合については、預金者保護のためにも、系統金融検査マニュアルに基づき、事業運営の合法性等の事後的なチェックに重点を置くとともに、金融、経済、社会情勢の変化等に対応しつつ、組合の健全性の確保に資するように的確な検査の実施を心掛けて頂きたい。